

第十九回 参議院農林委員会會議録第三十一号

(五九五)

昭和二十九年五月七日(金曜日)午後一時三十九分開会

委員の異動

五月四日委員松本昇君辭任につき、その補欠として、權川信夫君を議長において指名した。
五月六日委員吉田萬次君及び小野義夫君辭任につき、その補欠として、松本昇君及び宮本邦彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 森田 豊壽君
委員 川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
松永 義雄君
鈴木 一君
鈴木 強平君
衆議院議員 金子與重郎君
小枝 一雄君
足鹿 豊君

政府委員 農林政務次官 平野 三郎君
事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會專門員 倉田 吉雄君
常任委員 會專門員 倉田 吉雄君

説明員 通商産業省企業局長 川出 千速君
局産業資金課長 竹俣 高敏君
参考人 日本開發銀行 審査部長 竹俣 高敏君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件
○農協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
○農協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
○農林省関係法令の整理に関する法律案(内閣送付)

○農民組合法案(衆議院送付)
○臨時疏安需給安定法案(内閣提出、衆議院送付)(第十八回國會繼續)

○建設委員会に申入れの件
○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員会を開会いたします。

最初に理事の補欠選任を行います。理事宮本君が先月二十八日に辭任せられ、理事が一名欠員になつておりますので、その補欠互選を行います。互選は成規の手続を省略し、委員長において指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと

認め、委員長より指名いたします。宮本邦彦君をお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、農協同組合法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法は、去る四月二十八日、衆議院議員金子与重郎君ほか十六名によつて衆議院に提出され、五月六日衆議院から予備審査のため當院へ送付、即日予備付託となつたものであります。先ず提案理由の説明を聞きたいと存じます。衆議院議員金子与重郎君。

○衆議院議員(金子与重郎君) 農協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

農協同組合法が制定されてから今日まで六年有余を経過いたしました。この間、農協同組合は諸種の悪条件と闘ひながら、農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展に寄与するために努力して参つたのであります。

併しながら、激しい経済的社会的変動と、その間に処する主体的条件の十分のため、経営不振の状態に陥つた組合も少くなく、そのままに放置したい事態に遭遇いたしましたものにつきます。是を、適宜農協同組合法の一部改正、農林漁業組合再建整備法、農林漁業組合連合会整備促進法の制定等を行い、組合発展のための監督、援助等を行うことができる措置を講じ

て来たのであります。

それにもかかわらず、組合の組織、事業及び経営の現況を見まするとき、なお整備強化を必要とする部面は少なくありませんので、特に組合の指導体制を確立いたしますと共に、現行の組合制度に若干の修正を加え、今後国民経済の推移に即応して組合の一層の発展を図る必要があると考えるのであります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。以下その主要な内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一は、組合の総合指導組織の確立であります。今回新たに、組合の総合指導組織として、農協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置することになりました。現在組合の指導組織といはしましては、全国及び都道府県の区域に指導農協同組合連合会等がありまして、主として會員たる組合のために指導教育事業を行なつているのであります。その法制上の性格、組織、事業及び財務の状況からみまして、指導機関として十分なものではなく、このため、農協同組合系統組織の全国的な組織活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と経営の刷新及び安定を図り得るような指導教育を行うことが困難な状況にあるのであります。このような指導機関の弱点を克服し、會員たる組合のみならず、広く全組合に対する指導教育を全国的規模において、統一的に

つ効果的に行い、以て組合の健全な発達を図るため、農協同組合中央会を設置いたすことにした次第であります。都道府県中央会につきましては、會員の加入脱退を自由いたしました

が、統一ある全国的組織を確立するため、全国中央会につきましては、都道府県中央会及びその正會員たる農協同組合及び同連合会は、これに当然に加入させますと共に、全国中央会は、都道府県中央会に対して指導連絡を行います。又そのために必要がある場合には、必要な指示等を行うことができるといたしました。その全国的統一活動を可能ならしめているのであります。而して、政府はこのような中央会の活動をより活潑且つ効果的にするため、全国中央会及び都道府県中央会の事業に要する経費の一部を、毎年度予算の範疇内において補助することができるといたしましたのであります。なお、中央会の設置に關連いたしました、指導農協同組合連合会の処置についてはありますが、現にあるものも存続は当分の間これを認めることといたしました。今後におきましては、中央会の事業と同種の事業を行おうとする農協同組合連合会につきましては、これを認めないことができないこととしたのであります。

第二は、組合に關する規定を整備したことであります。その一は、新たに農協同組合及び農民の組織する団体が農協同組合に加入することができるとし、農村の事情に即応して農

民及び組合の発展を図ろうとしたので、必要な監督規定を整備強化いたしました。その二は、組合の事業に關しては、信用事業を行ふ組合につきまは、新たに定期積金の受入も行うことができることとするほか、一部特定の利用者につきまは、員外利用の制限を適用しないこととして、農村の事情に即応すると共に、組合の事業分量の拡大を図ろうとしたのであります。このほか、共済事業を行う連合会につきまは、その事業の性質から他の事業を併せ行うことができないこととすると共に、その事業が健全に行われることを期するため、所定の手続を経て、行政の承認を受けなければならぬこととしたのであります。その三は、組合の管理に關しては、役員が、その主たるものは、役員の責任の明確化であります。従来役員に關する規定が不明確でありましたので、役員組合に對する忠實義務を明文化し、且つ組合に對する任務を定めた場合における組合及び第三者に對する連帶損害賠償責任に關する規定を設け、その責任の所在を明確にしたのであります。又役員を選出する場合に、新たに選任によることができることとしたのであります。以上の事項のほか、組合の運営等に關する諸規定のうち必要なものについて部分的修正を加え、その合理化と簡略化を図つた次第であります。

第三は、行政の監督権を強化したことであり、行政の監督権は、本来で得る限り小範圍にとどめることが望ましいのでありますが、組合の現状は、徒らに形式的な自主性のみを尊重することを許さないものがあり、そのので、必要な監督規定を整備強化いたしました。組合の健全化に資しようとしたのであります。その一は、組合の設立及び事業の適正を図り、組合員の利益を保護するため、その設立、解散等の場合に關する行政の認可に關する規定を整備いたしましたのであります。その二は、組合が法令等に違反した場合において、行政が必要措置をとるべき旨の命令をしたにもかかわらず、これに従わなかつたときは、行政はその組合の業務の停止又は役員の変更を命じ、共済事業を行う組合については、事業の承認を取消すことができることとしたものと共に、組合が事業外事業を行つたとき特定の場合には、行政がその解散を命ずることができるとしたものであります。

以上がこの法律案の主要な内容でありまして、すべて組合の現状から真に止むを得ないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御協賛あらんことを切に希望する次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農林委員會法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る四月二十八日、衆議院議員小枝一雄君ほか十六名によつて衆議院に提出せられ、五月六日衆議院から予備審査のため当院へ送付、即日當委員會に予備付託となつたものであります。先ず提案理由の説明を聞きたいと存じます。衆議院議員小枝一雄君。

○衆議院議員(小枝一雄君) 只今本委員會に付託になりました農林委員會法の一部を改正する法律案につきまは、その提案理由を御説明申し上げます。

農林委員會法が制定せられてから満三年、市町村農林委員會及び都道府県農林委員會が着目して二、三年有半になりましたが、この間農林委員會は、農地調整、自作農の創設維持、農業綜合計画の樹立推進等、農民の代表機關としてその使命の遂行に努めて参つたのであります。この間の経験に鑑み、更にその後の情勢の推移に即応してその使命を遂行いたしましたために、その事務の完遂に最も適した構成をとることが肝要であると考えられるのであります。このような意味におきまして、都道府県農林委員會を法人としての都道府県農林會議とし、これによつて直ちに農業、農民の代表機關として自主的に活動し得ることを期待し、又農業及び農民のための全国的組織を結成し得る途を開くと共に、末端の農林委員會の構成等につきましても所要の改正を加へるべく、本法律案を提案した次第であります。

以下本法律案の主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は、市町村農林委員會について改正であります。改正の第一点は、選挙による委員の定数につき、現行の十五人を十人から十五人までの間で市町村条例で定めることとしたこととあります。第二点は、選任による委員を必置の委員といたしまして、農林協同組合若しくは農林共済組合の推薦した理事又は市町村議會の推薦した學識

経験者を五人を限り、市町村長が委員として選任しなければならぬこととしたのであります。又委員の任期を現行の二年から三年に改めることとしたのであります。

第二は、都道府県農林會議について規定の追加であります。現在都道府県にはその附屬機關として都道府県農林委員會が置かれていますが、農業及び農民の一般の利益の代表機能に果すには行政機關とは別個の人格を持たせる必要がありまゝので、これに代り、法人たる都道府県農林會議を設立することとしたのであります。都道府県農林會議は、都道府県の代表者會議において農林委員會の委員及び農業協同組合の理事のうちから互選された者、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会その他農林團體の代表者並びに學識経験者等を以て構成するものと、その職務は、従来都道府県農林委員會が所掌していた事務のほか、農業及び農民に關する諮問に答申すること及び農業及び農民に關する啓蒙宣伝、調査研究を行うこと等でありまゝ。国が毎年度予算の範圍内において都道府県農林會議に要する一定の経費を負担乃至補助することとしたし、なお、法人税、所得税、事業税等各種の税の免除を考へ、その健全な発展、公正な活動を期待しておる次第であります。

第三は、全国農林會議に關する規定の追加であります。全国農林會議所は、都道府県農林會議、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会その他農業の改良発達を図ることを目的とする法人、學識経験者等を以て構成され、その任務は、農業及び農民に關し、意見を公表し、行政に建議し、その諮問に答申し、又啓蒙宣伝及び調査研究並びにこれらの業務に關する都道府県農林會議の指導連絡を行うことを主たる目的としてゐるのであります。全国農林會議所は、設立、解散、加入、脱退の自由な法人でありまして、全国を通じて一個とし、これに對しましては免稅措置のほか、国庫補助をなし得ることとしたし、全農、全農協、全農民の一般的利益の代表團體たるにふさわしい公正にして活動的な運営を期待しておる次第であります。

以上が本法律案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同を得られまゝすよう切望する次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 只今の法律案につきましても、内容の審議は後日に譲りたいと思ひます。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農林水産業施設災害復興事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法律案は、去る四月二十八日、政府から閣法第六十七号以て予備審査のため提出、即日當委員會に予備付託となつたものであります。先ず政府から提案理由の説明を求めたいと存じます。

○政府委員(平野三郎君) 只今議題となりました農林水産業施設災害復興事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案につきまは、その提案理由を御説明申し上げます。

農林水産業の基本的施設である農

地、農業用施設、林業用施設及び漁港

施設の災害について、本法は、個々の災害復興事業を行う者に対して国が直接に補助することとしたしておるのではありません。併しながら、年々累増する災害の事業費、件数等からいいたし、そのすべてに對し、国が直接補助金を交付して末端の事務にいたるまで直接の責任を負うことは事実上不可能であり、現に補助指令は国が行なつておるにかかわらず、その支払は都道府県に委任するといふ複雑な制度をとつておるのであります。この権限の不明確な制度が不正、不当事項發生の一大原因となつてゐるのであります。よつてこの際制度を改め、事の大小に応じて同一地方とに権限を分配し、大規模のものは直接国が全責任をもつて復旧に當り、小規模のものは都道府県が責任を持ち、國はこれに対する補助と監督に當ることとしたと考へ、本改正案を提出した次第であります。

以上提案の理由を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切にお願いする次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農林省関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る四月三十日、政府から閣法第七十号を以て予備審査のため提出、即日當委員会に予備付託となつたものであります。先ず提案理由の説明を求めます。

○政府委員(平野三郎君) 農林省関係法令の整理に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、行政事務の簡素化及び行政事務運営の改善を主眼といたしまして、昨年来臨時行政改革本部において現行法令の整備改廃につき検討を重ねて参つたのであります。このうち、一応の成案を得、これに基きまして各省においてこれが具體的措置を行ふこととしたのであります。農林省におきまして、この方針に即応いたしまして、関係法令につき慎重考究を重ね、取りあはず整理を要すると考へますものにつぎまして、立法化の準備を進め、ここに本法律案として提出することとしたわけでありまして、以下、本法律案の内容につぎまして簡単に御説明申し上げます。

本法律案は、全文三カ条から成り立つておりまして、第一條が、今日すでに全く死文化してゐる法令の廃止、第二條が、養蚕業法の一部改正、第三條が、家畜改良増殖法の一部改正をその内容としておりまして、即ち第一條は、明治初期の太政官布告以下農林省関係法令ですでに死文化してゐるもの八法令につきまして、この際死文化容という意味で形式的にこれを廃止しようとするものであります。實質的には何らの影響もなく、全く法令整理の技術的手段に過ぎないものであります。

第二條の養蚕業法の一部改正は、いわゆる養蚕登録制度を廃止しようとするものであります。本制度は、古くは行政の一環として成立したものであります。が、今日におきましては、この制度につきまして統計調査が実施いたし、統計調査もございまして、これを廢止しても養蚕行政上いささかも支障がないわけでありまして、関係条文を削除するわけでありまして、第三條の家畜改良増殖法の一部改正は、家畜人工授精師の毎年の届出義務をやめようとするものであります。が、本制度も、畜産行政の現段階におきましては家畜人工授精師に届出を強制いたしましてだけの行政上の必要性が稀薄であると考えられますので、この際これを削除することとしたわけでありまして、以上が、本法律案を提出いたしました理由及び法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農民組合法案を議題といたします。

本法律案は、去る四月二十四日、衆議院議員足鹿寛君ほか十二名によつて衆議院に提出せられ、同月二十八日衆議院から予備審査のため提出、即日當委員会に予備付託となつたものであります。先ず提案者から提案理由の説明を求めたいと思ひます。

○衆議院議員(足鹿寛君) 只今上程せられました農民組合法案の提案の理由を御説明いたします。

日本農村の民主化なくして到底日本の民主化はあり得ないのであります。が、周知のごとく、日本の農業は極めて零細な経営によつて支えられ、個々の経済力も極めて弱く、従つて民主化の基礎的条件としての生活の確保と人格の独立を確保するためには、必ず農民自己を組織化することが絶対に必要であります。社会的にも経済的にも、農民と同様、弱い立場の労働者は資本の不当な圧迫を排して、自己の基本的人權を確立するための自己組織化に關しては労働組合法等によつて保護されていまして、農民に對してもその団体行動の自由、団体交渉権等の確立を内容とする農民組合法の即時制定こそは、單に農民自体の利益からのみでなく、社会全般の健全な民主的發展のために絶対必要であります。我々は此の要請に應ずべく、この法案を提出した次第であります。

次に本法案の内容の概略を御説明いたします。先ず第一にこの法律において農民組合とは、みづから農業を営む農民が主体となつて、自主的に生活条件並びに農業経営の維持改善その他農民の経済的、社会的地位の向上を図るための一致共同の運動を確保するため、健全にして民主的な農民組織の設立を育成し、農民の団体権の擁護、及び団体交渉権の保護助長を図らんとするものであります。

次に、農民組合がその設立の目的にかなう一致共同の運動を遂行するため、団体行動は法的に保護されることとし、農民組合の代表者又は農民組合の委任を受けたものの交渉を本法に定められた団体交渉義務者はこれを拒否することとはできないものとすると共に、地主又は雇主は、農民が農民組合を結成しようとしたこと、若しくは農民組合の正当な行為をしたことの故を以て小作条件、若しくは労働条件について不利益な取扱ひをし、小作契約を解除し、又は農業労働に従事する者を解雇し若しくは不利益を与へてはならないこととしたのであります。

第三に、農民組合法による農民組合の組織形態は、全国的単一組織又は連合組織の他いづれの組織形態によるも、当該設立農民組合の自由な選択によるものとし、又農民組合として設立されたものの取扱ひは、行政庁に証拠を提出して、規定に適合することを立証し、その証明を受けなければ、この法律の保護を受けられないこととしたのであります。

第四に、この法律に農民という規定に該当する者は、人種、宗教、性別等にかかわらず、すべて農民組合に加入することができるとを原則とし、農民組合の役員は、組合員たる農民でなければならぬが、農民以外の者でも總會において承認されたものは役員総数の四分の一以内を限度としてこれを認めることとしたのであります。

以上この法案の提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決されることをお願いする次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲りたいと存じます。

本會議が開会されましたので暫時休憩いたします。本會議散會後直ちに再開いたします。

午後二時五分休憩

午後三時四十五分開會

○委員長(片柳真吉君) それでは休憩前に続きまして委員會を再開いたします。

先ず臨時保安審議院法案を議題といたしまして、本法律案に關連して四月二十七日の農林委員會の決議に基きまして、疏安コストの件について参考

こととしたのであります。

第三に、農民組合法による農民組合の組織形態は、全国的単一組織又は連合組織の他いづれの組織形態によるも、当該設立農民組合の自由な選択によるものとし、又農民組合として設立されたものの取扱ひは、行政庁に証拠を提出して、規定に適合することを立証し、その証明を受けなければ、この法律の保護を受けられないこととしたのであります。

第四に、この法律に農民という規定に該当する者は、人種、宗教、性別等にかかわらず、すべて農民組合に加入することができるとを原則とし、農民組合の役員は、組合員たる農民でなければならぬが、農民以外の者でも總會において承認されたものは役員総数の四分の一以内を限度としてこれを認めることとしたのであります。

以上この法案の提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決されることをお願いする次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲りたいと存じます。

本會議が開会されましたので暫時休憩いたします。本會議散會後直ちに再開いたします。

午後二時五分休憩

午後三時四十五分開會

○委員長(片柳真吉君) それでは休憩前に続きまして委員會を再開いたします。

先ず臨時保安審議院法案を議題といたしまして、本法律案に關連して四月二十七日の農林委員會の決議に基きまして、疏安コストの件について参考

こととしたのであります。

第三に、農民組合法による農民組合の組織形態は、全国的単一組織又は連合組織の他いづれの組織形態によるも、当該設立農民組合の自由な選択によるものとし、又農民組合として設立されたものの取扱ひは、行政庁に証拠を提出して、規定に適合することを立証し、その証明を受けなければ、この法律の保護を受けられないこととしたのであります。

第四に、この法律に農民という規定に該当する者は、人種、宗教、性別等にかかわらず、すべて農民組合に加入することができるとを原則とし、農民組合の役員は、組合員たる農民でなければならぬが、農民以外の者でも總會において承認されたものは役員総数の四分の一以内を限度としてこれを認めることとしたのであります。

以上この法案の提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決されることをお願いする次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲りたいと存じます。

本會議が開会されましたので暫時休憩いたします。本會議散會後直ちに再開いたします。

午後二時五分休憩

人として重ねて日本開發銀行當局の御意見を伺うことにいたします。

本日の問題の中心は、四月二十七日の委員会の質疑の結果によつて残された問題でありまして、第一は、日本開發銀行において融資に當つて資料として入手せられ、或いは調査せられし各社各工場別確安コスト並びにこれらコストの当否に關する日本開發銀行としての見解、第二は、確安コストと確安価格との差額關係並びにこれに關連して各メーカーの経理及び配當に關する日本開發銀行の見解であつたと存じます。先ず、前回の質疑の線に沿ひまして、日本開發銀行當局の御説明を願ひたいと存じます。参考人として、本日は日本開發銀行審査部長竹俣高敏君の御出席を願つております。同君におかれましては、御多用中重ねて御出席を頂きまして有難く御礼を申し上げる次第でございます。では御説明をお願いいたします。

○参考人(竹俣高敏君) 御説明申し上げます。前回各肥料メーカーの私どもに出しました資料、これは必ずしも完璧ではございませんけれども、それをうまくとめまして早速印刷いたしましたので本日持つて来るつもりでございました。でございますが、実は当初メーカーからもらいますときに、絶対公表せんという約束の下にもらつておりますので、メーカーに、実はこういう御要求がございますので、出したいと思ひますというのを早速その翌日念を押したでございますが、ところがまあちでございまして、或るメーカーさんは、ほかのメーカーさんが全部承知であるということであれば或いは止むを得ないがというふうなところもござ

いまして、中にはどうも最初の約束と違ふというふうなことを言われまして、私どももそういうことは、実は当初必ずしもそういうことを予想いたしておりませんものでしたから、ABCでよろしいというふうな、かなり寛大な御要求でございまして、恐らくできることと思つておりましたので、本日その刷り物のできまへんことをお詫び申し上げなければならぬ羽目になつておるわけでございます。それではこの前の御説明のときにも申し上げましたように、たしか私から開發銀行當局の考え方として、コストとして二万二千数百円というふうなことを申し上げたわけでございますが、そのときにお断りいたしましたのは、私どもが肥料メーカーのまあコストを調べたわけではございませんで、融資のときには、昨年の夏から秋にかけてでございますというのを、恐らく二回くらい繰返して申し上げたのですが、なおもつと正確に申し上げますと、二十七年四月から二十八年三月までの丁度一カ年間のいわゆる通算の数字を欲しいというのを申入れて、或るところは出してくれませんでしたし、或るところは出してくれませんでしたのでござい

ますが、それを基にいたしました私どもは融資の判定をやつたわけでございまして、そこでメーカーに對しまして私どもはそういう約束をいたしておりましたので、いわば信頼關係でそういう数字をもらつておりましたので、若しその氣持を無視してここで刷り物にして差上げるというふうなことをいたしますと、実は今後私どもが、会社の企業の或る程度の秘密を教えてほしいと

申しました場合に、なか／＼教えてもらえなくなるというところに本質的な危険を感ずるわけでございますけれども、私前回は大体申し上げられるでございまして、もう一つつてしまつたわけで、結局その板挟みになりました、実は非常に窮つておるわけでございまして、口頭を以てこういう例があるのだというふうな申し上げることでお許し願へば、そうさせて置きたい、これはお願いでございます。メーカーが私どもに出しました資料は、不完全なものもございまして、その提出に關しましては以上のような次第でござい

ます。なお、その次の点でございしますが、確かに江田さんから御指摘頂きましたように、二万二千幾らというところであつてはむしろ逆體になつて、配當をしたり何かすることはできないのではなかつたかという御質問もございまして、実はこれも只今私が御説明申し上げましたように、二十七年の四月から二十八年度の三月、即ち二十七年上下通算の数字でございしますが、そのときに各メーカーの売上げました準備を改めて私又見直してみますと、かなり高く売れておりますのでござい

ます。一社だけが二万二千九百何十円というところがございしたけれども、いづれも二万三千何百円というところ

で現実には売れておりますので、私が推定的に申し上げました二万二千幾らというところで十分利鞘にあつたというふうにお、開發銀行當局といたしまして融資をいたしますのは、當然そういう利益というところも考えますが、仮に利益

行の融資はかなり堅めにやつたのであるというのを申し上げてよろしいのではないだろうかと思ひます。従ひまして、配當の点その他に關しましても、當然た配であるというふうなことは言えないというふうな数字であらうと私どもは考えておりますし、又開發銀行自身も、融資に際しましてそのことの注文を必ずしも付けていない次第でござい

ます。重ねて申し上げますけれども、実は私どもはコストだけにピンを合せておりませんで、むしろ融資全体、この間も融資の五つの要素を申し上げたわけでございしますが、その五つの中の償還力の又一部としてコストといふことが浮び上つて来るわけでございまして、私どもの考えといたしましては、一応融資に關しましては必要にして十分の審査をいたしましたものといふふうに考えておるわけでござい

をお受けいたしておりません。

○河野謙三君　この資料のよしあしは言いません、まだそういうよしあしを決定的に私が意見を申し上げるまでに勉強ができておりませんから、何しろ先ほどもらったんでありますから……。

ただこのほかの三社だけはなげ出ないのです。それから今私も開発銀行にお尋ねしたように、次年度におけるところの融資の要求について資料はまだどこからも出ておりませんか。

○説明員(川出千遠君)　二十八年度につきましては、この前御答弁いたしました、六社のほかに三社だけ希望がございまして、参考意見等の書類は、正式な書類ではございませんけれども、もらつてゐるものもございます。但しこれにつきましては、内容の審査に全然入っておりませんものですから、内容について、我々としては軽工業局と一緒に聞いた六社についてこの資料は調査したわけでございます。それから二十九年度につきましては、この前に閣議了解で開発銀行等の融資方針がきまりましたものですから、それに基いて今から聞こうとしておるところでございします。従つて各会社の資料も一部出ておるところもございしますけれども、極くそれは全般的なものではないわけでございます。今後いろいろ聞きたいというふうに考へておる次第でございします。事實はまだ聞いていないわけであります。

○河野謙三君　開発銀行なり、通産省が資料をメーカーからとつて、それを検討した結果、あなたの判断というものも我々は知りたいのですが、あなた

たちの判断以前にその資料そのものを参考に見せてもらいたい。我々はこれを言っているんです。でありますから、そういう意味で、まあ出せる出せないの問題がりますが、若し出せるということになったら、あなたたちの判断は判断として、これは貴重な私の参考資料になりますから伺いたいのですが、判断以前にどういうものが出てくるかというものをもらわなきゃいかん。これを開発銀行に特に要求いたします。それから同時にこれをちよつと見まして、これは大事なこと

れだけ国家目的であるところの日本の確安企業は合理化されるか、農民にだけ安け肥料が販売できるかというものが、これがあなたのほうの審査する場合の第一要件です。それがこれに入っていないじゃないですか、なぜそれを落すんです。それを私は伺いたいのです。そういう意味合において、先ず第一に資料が出せるか出せないか、これは委員長なり他の委員と相談して下さい。私の意見は申し上げましたから……。

○委員長(片柳真吉君) ちよつと……

審査部長から各メーカーに資料を出すことにこちらから了解を求めて欲しいというわけですが、これはやはりこの国会法の規定からしてもちよつと筋が違ふと思ひますし、やはり私もこれはそういう措置はちよつととりかねるのではないかと思ひます。そこでまあ口頭で御説明になつてもこれは速急に実は載るわけでありまして、口頭で御説明できる程度のものであれば資料として頂戴できることも思ひます。で、その辺の事情、これは勿論審査部長お一人のお考えではないので、開発銀行全体と言いますか、首脳部の御意見でいかんということかどうか、その辺のことを一つ先ずお聞きしたいと思うのですが、何かそれに関連して御意見があらますれば……。

○森田豊壽君 河野委員から大体質問されました、一通りまあ考え方としては、開発銀行の考え方は言い訳と申しましようか、一通りわかつたのです。が、この表を今見まして、よく見たわけじゃありませんけれども、一見したしまして、河野委員の言われる通り、

私は生産コストが幾らだということの發表されなくては、開発銀行は一体確安の生産コストは、こういう貸出その他の関係と生産状態を眺めた場合に、勿論河野委員の言われた通り、私は剰余金を以ていたしまして、剰余金から通算すればどのくらいの利益、どのくらい儲かっているものかというところは自然におかると思ひます、その会社社会の経営の優劣によつて違ひがあることは申すまでもありませんが、六社なり、九社なり平均いたしまして、どのくらいの程度ということ、何か水準は必ず融資する銀行としては標準というものをとお作りになつていらっしゃるんじやないか、この会社はその標準から言つてうまく行つてないが、今後こういうところを一つ直してもらつてから貸せるとかいうようなことが、恐らく融資するに當つてはあるんじゃないかと思ひます。従ひまして、結論をいたしましては、詳細なことは述べられないというお話でありますから、無理に言うことは今すぐに舉げわけをありませうが、我々委員会といたしましては、先ほど河野委員や委員長の言われる通り、これはどうしても出して頂かなければならぬ、ここまでは来てこの程度で終るなら、初めからこんなことをしてかけておつた意味を私はなさんと思ひます。従ひまして、これに對しましてはやつぱり国会法のいわゆる百四條によりまする議院といたしましては要求をいたしまして、殊に開発銀行は特別の特権銀行であるわけで、これはもう当然ここから出して頂かなければならぬ。ほかに出してもらうところは無い。業者にそういうことは無理である。又聞かないと言われればそれまで

であると思ひ、現在では……あなたの方では、一つこれを出して頂く。それにはどうしても、どのくらいの程度まで確安は安くなる、いわゆる生産の合理化を圖ればこらまで行くという見通し、又現在の確安の価格を以ていたしましては確安会社はどのくらいの利益が出てくるか、又将来はもつと安くできるかというお見通しがなくちやならんと思ひます。開発銀行として一体どのくらいになるということにつきまして、従つて金を貸しておいて安全である、又金を貸した効果があるというものを一つ出して頂きたい。どの会社、どの会社と言わなくても結構なんです。か、できれば生産コストだけは調べて頂かなければならんと思ひます。で、それを發表して頂いて、一々会社の優劣を言うようになつて工合悪い場合におきましては、總体的にこのくらいになつていないんじゃないかという一見通しを、開発銀行としてはそういうものを、開発銀行としての考えだといふことで出して頂く、これをお願いしたいです。その点は如何でしょうか、出せましようか。

○委員長(片柳真吉君) ちよつと私から中間に申上げますが、今日配付された昭和二十八年年度開發融資對象工場の合理化工事概要、これは通産省の配付資料であります。開發資料は一切提出がありません。そこで先ほど審査部長から、口頭で御説明なら或る程度してもよろしいということでありまして、それがよろしいかどうか、更に皆さんの御意見として、勿論これは秘密保持の方法は所定の手續によれば、これはもう当然あるわけでありまして、そういうことを前提として改めて資料を御提出を願つた上で御審議をしたほうがよろしいのではないかとふうに思ひますが、如何でしょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記を止めて下さい。

【速記中止】

○委員長(片柳真吉君) 速記を始めて下さい。

それでは只今の確安コストの資料につきましては、重ねて日本開發銀行から資料として御提出を願うことにいたしました。その上で審議をいたしたいと思ひますので、その点よろしくお願ひします。

○河野謙三君 これは私は開發銀行から出たと思つておつたんですが、通産省から出たそうなんですが、この何頁かな、五頁に新日本窒素水俣工場の資料の結論として、売値が確安はNで二〇・八%、十貫で八百八十円、トンにして二万三千四百七十円、こうなつてますね。それは一体どういふことですか。今度合理化資金を出すことによつてこういうことになると、こういうことですか。それとも一つ一つに何いいますが、二十七頁に、これはどの会社かな、日本水素小名浜工場、原価引下額としてトン当り二千三百四十七円、一「かます」にして八百八十四円、原価引下になると、こういうのですが、この場合これは逆算すれば出るんですが、基準は一体幾らです。幾らに對して二千三百四十七円引下るんです。こういう点について一番急所を外しておるのです。幾らから二千三百四十七円下るのです。これをちよつと説明して下さい。

○説明員(川出千速君)

あとの点から申し上げます。日本水素の件でございますが、これは会社の資料をそのまゝとつたわけでございますが、幾らから幾らに下るといふのでなくて、現状とそれから合理化後の工事効果と申しますか、その差額が二千三百四十七円ということ、私どもも現在のコストがどういふふうになつておるか、その辺は検討しなかつたわけでございます。そしてこの工事効果と申しますのは、現状と完成後というふうに分れておりますが、その現状のところ、現在トシ当り相当高いコークスを使つておるわけですが、合理化後はそのコークスを使わなくなつて低品位の微粉炭を使うものから、それが原単位として非常に低くなつて来るということでございます。それから先のほうの五頁の御質問でございますが、これは売値はこゝろで売れるということとを仮定した数字でございます。

○河野謙三君

まあ改めて又お尋ねする機会があると思ひますけれども、一休あんのほうで、産業資金の計画を立てる原局である通産省の産業資金課として、今幾らだかわからない、今度こゝろのことになつて幾らになるんだかわからない、ただ金を貸すことによつてこれだけ差額が出るだろうというふうなことで、一休それあんた納得しますか、課長さん。あんた仮にあなたの下の事務官なり、技師のかたがあなたとこゝろで説明して、課長さんはそれで判を押しますか、そういうふうなことを言つちやいけませんよ、あなた。それは私たちが素直に受取れませんか。僕らを侮辱しておると思うのだ、そういうことを言つて……。常識じやないですか。今幾ら出て来る、この金をこれだけ貸せば幾ら出て来る。そうして農家に八百五十円から八百五十円の融資をこれだけやることによつて八百円になりますか、そういうことでなければならぬやないか。そういうことに開発銀行の国家資金を使つて初めて国民は納得するんですよ、我々も納得するんですよ。それからその前の売値がどうなるか、これじや今の価格より高いじやないですか、八百八十円になるというのはいく何事ですか。今でも融資は八百八十円して、いせんよ、メーカーはみんな……。而も金を貸した結果が八百八十円になります。それじやこの会社は、この間の江川委員の質問じやないけれども、九百五十円も九百八十円もしてゐるんですか。これは私は今日御説明を求めませんけれども、もう少し我々を余りばかにしないで、大した人間じやないけれども、これでもやはり国民の代表だ。我々の立場を尊重して下さい。もう少しまじめに答弁して下さい。私はしばしば言うけれども、この頃我々が少し悪いせいでしよう。国会の汚職問題等によつて国民から非常な非難を受けておる、そういう関係かも知れませんが、どうも役所の答弁が態度にして無礼ですよ、答弁が。態度だけ態度じや駄目ですよ。態度が態度であると同時に答弁も態度にやつて下さい。この点を私は強く要求しまして、もう少し今の二点だけでもこの次に我々の了解の行くように十分な資料を頂きたい、こゝろ思います。

○鈴木一君

開発銀行のほうから資料として文書を出してもらふということ

ないですか。今幾ら出て来る、この金をこれだけ貸せば幾ら出て来る。そうして農家に八百五十円から八百五十円の融資をこれだけやることによつて八百円になりますか、そういうことでなければならぬやないか。そういうことに開発銀行の国家資金を使つて初めて国民は納得するんですよ、我々も納得するんですよ。それからその前の売値がどうなるか、これじや今の価格より高いじやないですか、八百八十円になるというのはいく何事ですか。今でも融資は八百八十円して、いせんよ、メーカーはみんな……。而も金を貸した結果が八百八十円になります。それじやこの会社は、この間の江川委員の質問じやないけれども、九百五十円も九百八十円もしてゐるんですか。これは私は今日御説明を求めませんけれども、もう少し我々を余りばかにしないで、大した人間じやないけれども、これでもやはり国民の代表だ。我々の立場を尊重して下さい。もう少しまじめに答弁して下さい。私はしばしば言うけれども、この頃我々が少し悪いせいでしよう。国会の汚職問題等によつて国民から非常な非難を受けておる、そういう関係かも知れませんが、どうも役所の答弁が態度にして無礼ですよ、答弁が。態度だけ態度であると同時に答弁も態度にやつて下さい。この点を私は強く要求しまして、もう少し今の二点だけでもこの次に我々の了解の行くように十分な資料を頂きたい、こゝろ思います。

私は異議はないのです。と同時に、問題は開発銀行にまで関係と言いますか、ここにきて頂くようになったそのそも、この原因というものは、通産省のほうで資料を出すことを拒否したというところに私はあると思ふのです。この間、これは非公式の席上だからどうかと思ひますけれども、平野農林政務次官と話をしたときに、通産省には各社の、十七社のコストを調べたものがあるのだ、併し肥料行政が農林省と通産省の両方に跨がつておるためにそういうものを提出しないというふうな一方的な考えで出せないというふうなことを言つておりましたので、とにかくこれだけの国家資金を使うというふうな、又肥料業界にとつては兩期的な法案でもありますので、改めて通産省のほうでは、会期も延長されたことでもありますし、今からでも十分時間がございますから、肝心なところを、現在のコストはこれだけだ、開銀の融資を受けることをこれだけ下ろしたと、肝心なところを、こゝろいつたのだらう、一休我々が審議できるような資料を通産省は改めて出してもらいたいと思ひます。これは委員長から一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(片柳真吉君)

承知しました。

○鈴木一君

とにかくなめ切つていますよ、通産省は……。出さなければ適当に審議しろというふうなことにしか受取れないのです。これだけの重要な法案を出すには十分調べたものと思ひますが、平野農林政務次官はあると言つておりますが、若しなければ今からでも調べて出して下さい。

○委員長(片柳真吉君)

速記を止め

○委員長(片柳真吉君)

速記を始め

肥料関係はこの程度にいたしまして、今日ももう一つ実は早急の問題であります。土地区画整理法案が現在建設委員会で審議中であります。極く最近の機会に採決の運びになるのであります。この法案につきましまして、農林委員会として、農地或いは農地の耕作権保護の観点から二、三の問題があるやうであります。今研究をしておるわけでありまして、大体のところを、問題点を申し上げますと、まあ市街地の、これは土地区画整理事業であります。この事業計画の認可を申請する場合に、本法案では「施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならぬ」、こゝろあります。宅地について権利を有する者の同意は求めておりますが、その間にまだ農地がございました場合に、農地について権利を有する者等の同意は要らないことになつております。これはやはり農地に関する権利を有する者についても同意を得ないといふのはないかといふ点が第一点であります。これは法案の第八条であります。

もう一点は第二百二十二条であります。て、「都道府県知事は」、「土地区画整理事業の施行、組合の設立又は市町村若しくは市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画について認可しよりとする場合においては、当該事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。」となつておりますが、その設計の中に農地が入つておる場合においては、建設大臣単独の認可では困るのではないか、従つて農林大臣に協議をするというふうなことをしませんと、市街地の区画整理と農地との調整ができないと思ひますので……。その他も若干問題の点はあるやうであります。以上二点につきまして、大体今言つたやうなラインで申入をいたしてよろしいと思ひますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないと認めます。なお、字句等は一つ法制局と連絡をいたしまして委員長に御一任願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないと認めます。

○上林忠次君 農地だけでいいですか、山林は要りませんか。

○委員長(片柳真吉君) ないことはな

いと思ひますが、市街地の中です

から、先ず農地で大体問題はないと思

ひます。採草放牧地はこれは農地に準

じて入れることになつております。そ

れで、さういふ早急に申入れをいたし

ます。それで本日はこれで散會いたし

ます。

午後四時三十九分散會

四月三十日本委員会に左の事件を

付託された。

一、臨時確保給付安定法案(第十八回

国会議案)

七

改正する。
第十四条ノ二を削る。

紹介議員 戸叶 武君 上条愛
一君 広瀬久忠君

素行高上 俊一郎君 此願の趣旨は、第二三九八号と同

図るためには積極的な土地改良事業の実施と農業技術の普及改善を推進する

わが国幣農業の飛躍的振興を図るため、現在国会において審議されている

酪農振興法案をすみやかに成立せられたいとの請願。

第六四三三号 昭和二十九年四月二十一日受理
鹿兒島市に動物検査所出張所設置の陳情(四通)
陳情者 鹿兒島市塩屋町六八 三
和原皮協同組合理事長
巡田忠義外十名

鹿兒島港は、本邦最南端の貿易港として地理的条件において特殊の重要性を有し、貿易振興の国策遂行上その任務の一端を担うべき重大拠点であるが、従来本港に動物検査出張所の設置されていなかったため動物性諸物資の輸出入に多大の不便をきたしているから、本港に動物検査出張所をすみやかに設置せられたいとの陳情。

五月四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、玉糸を酪農価格安定法中に包含するの請願(第二五〇七号)(第二五八八号)(第二五八二号)(第二五八六号)(第二五八〇六号)
一、国有林生産材払下げに関する請願(第二五〇八号)
一、酪農振興法制定促進に関する請願(第二五〇九号)(第二五七七号)(第二五七九号)(第二六〇一号)
一、高知県大崎村農道開設工事促進に関する請願(第二五八〇号)
一、購置資金に関する陳情(第六六七号)
一、愛媛の疎密対策に関する陳情(第六六八号)
一、酪農振興法制定促進等に関する陳情(第六七〇号)

第二五〇七号 昭和二十九年四月二十七日受理
玉糸を酪農価格安定法中に包含するの請願(十一通)
請願者 岡山県津山市長 中島 琢之介外十名
紹介議員 鈴木 強平君

生糸は、酪農価格安定法に基いて、政府の買上げ対象となつてゐるが、玉糸は、最高禁止価格によつて、最高価格のみ指定され、最低価格を制定されず、しかも政府買上げの対象となつてゐないため、玉糸の輸出振興が阻害されてゐるだけでなく、玉糸製糸界の安定性を欠くこととなつて、本業を衰退させる結果となつてゐるから、玉糸を酪農価格安定法中に包含せしめ、政府買上げの対象とせられたいとの請願。

第二五八二号 昭和二十九年四月二十八日受理
玉糸を酪農価格安定法中に包含するの請願(四通)
請願者 宮城県白石市長職務執行者 成沢国吉外三名
紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二五〇七号と同じである。
第二五八二号 昭和二十九年四月二十八日受理
玉糸を酪農価格安定法中に包含するの請願(二通)
請願者 新潟県北魚沼郡小出町 長 桜井又衛門外一名
紹介議員 北村 一男君

この請願の趣旨は、第二五〇七号と同じである。
第二五八六号 昭和二十九年四月二

十八日受理
玉糸を酪農価格安定法中に包含するの請願(五通)
請願者 埼玉県大里郡藤沢村 長 塚越松外四名
紹介議員 関根 久蔵君

この請願の趣旨は、第二五〇七号と同じである。
第二六〇六号 昭和二十九年四月二十八日受理
玉糸を酪農価格安定法中に包含するの請願
請願者 埼玉県大里郡深谷町 長 生糸玉糸協同組合理事長 木村一郎

この請願の趣旨は、第二五〇七号と同じである。
第二五〇八号 昭和二十九年四月二十七日受理
国有林生産材払下げに関する請願
請願者 宮城県議会議員 栗野 豊助
紹介議員 高橋進太郎君 吉野 信次君

宮城県における製材原木は、消費量に對し年々いよいよ不足をきたしてゐる。この不足は、県外からの移入にまたなければならぬが、製材原木入手難のため、県内製材工場中非か働工場が漸増の傾向にあり、また先年通産省から木工業振興重要地域として指定された県内家具、木工業も、製材部面の原木難に基いて不振の状況にある。この反面県内製材生産材の一部が、県外に移出されつつあることは、まことに遺憾であるから、本県内各製材の生産材は、全面的に県内関係者に払い下げられるよう善処せられたいとの請願。

第二五〇九号 昭和二十九年四月二十七日受理
酪農振興法制定促進に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡安田村 大字六野瀬下越酪農農業協同組合長 神田寿 仙
紹介議員 北村 一男君

現在国会において、酪農振興法案を審議中のよしであるが、わが国酪農業の飛躍的振興のため業者が強く要望してゐる本法をすみやかに制定せられたいとの請願。
第二五七七号 昭和二十九年四月二十八日受理
酪農振興法制定促進に関する請願(四通)
請願者 山形県西村山郡寒河江町大字寒河江三四四ノ一西村山郡畜産農業協同組合連合会長 岡崎 吉郎外三名
紹介議員 小林 亦治君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。
第二五七九号 昭和二十九年四月二十八日受理
酪農振興法制定促進に関する請願
請願者 栃木県庁内栃木県酪農協会内 小川雄助外一名
紹介議員 横川 信夫君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。
第二五八〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
高知県大崎村農道開設工事促進に関する請願
請願者 高知県吾川郡大崎村 長 井上三郎外一名
紹介議員 入交 太蔵君

第六六八号 昭和二十九年四月二十七日受理

桑園の凍霜害対策に関する陳情
陳情者 群馬県前橋市南曲輪町七

○群馬県養蚕農業協同組合連合会長 近藤好一

群馬県の桑園約八千町歩は、四月二十一日の大降霜により地帯によつては掃立の延期はもち論、相当多量の掃立減が予想され、目下これが被害桑園の技術的善後策によつて損害を最少限度に停め得るよう鋭意指導に當つてはいるが、養蚕農家は昨年の凍霜害と冷害による連作のためその経済的痛手が未だにえないとき今日又も災害を受けます。再起困難な事態に陥りつつあるから、すみやかな救済措置と恒久的抜本的施策を講ぜられたいとの陳情。

第六七〇号 昭和二十九年四月二十八日受理

酪農振興法制定促進等に関する陳情
陳情者 兵庫県会議長 有沢与七

外七名

近畿地区における牛乳需給と農業経営の現況にかんがみ、近畿各府県の酪農地帯を一環とした近畿酪農圏を設定して、集中的な指導奨励を行うことは、近畿地区の酪農改善指導と牛乳取引の合理化を図る上に必要であるから、目下国会で審議中の酪農振興法案のすみやかな成立を図られるとともに、近畿各府県の酪農地帯を集約酪農地帯に指定せられたいとの陳情。

五月六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業委員会法の一部を改正する法律案（衆）

一、農業協同組合法の一部を改正する法律案（衆）

農業委員会法の一部を改正する法律案

農業委員会法の一部を改正する法律

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次を次のように改める。

農業委員会等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 農業委員会（第三条―第三十五条）

第三章 都道府県農業会議（第三十六条―第五十五条）

第四章 全国農業会議所（第五十六条―第九十条）

第五章 罰則（第九十一条―第九十四条）

附則

本則（第三章を除く。）中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第一条及び第二条を次のように改め、第三条を削る。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議所及び全国農業会議所について、その組織及び運営を定めることを目的とする。

（経費の負担及び補助）

第二条 国は、毎年度予算の範囲内

において、左に掲げる経費を負担する。

一 農業委員会の委員及び職員に要する経費

二 都道府県農業会議のうち第四十条第一項に規定する事項であつて政令で定めるものに係る会議員及び職員に要する経費

三 国は、毎年度予算の範囲内において、第四十条第二項の規定により都道府県農業会議が行う業務に要する経費及び全国農業会議所が行う業務に要する経費の一部を補助することができる。

第二章中第四条の前に次の一条を加える。

（設置）

第三条 市町村に農業委員会を置く。但し、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 都道府県知事は、前項の承認を受けるための市町村長の申請があつた場合において、当該市町村が左に掲げる条件を具えていると認めるときは、当該申請を承認するものとする。

一 当該申請に係る各農業委員会の区域内の農地面積が八百町歩をこえ、又は耕作の業務を営む者の世帯数が一千をこえること。

二 当該市町村が農置分合又は境界変更によつて新たに設置され又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を新たにその区域に包含した市町村であること。

4 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

5 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

第五十五条第五項中「会長」を「会長が欠けたとき又は」に改める。

第六条第一項中「当該市町村の区域（第二項第二項の規定により置かれた委員会にあつてはその委員会の区域。以下同じ。）内の土地、物件又は権利に關し」を「その区域内の」に、同項第一号中「農地等」を「農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前各号の外、法令によりその権限に属させた事項

第七条中「委員」を「選挙による委員」に、「十五人とする」を「十人から十五人までの間で条例で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

と。

二 当該市町村が農置分合又は境界変更によつて新たに設置され又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を新たにその区域に包含した市町村であること。

4 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

5 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

第五十五条第五項中「会長」を「会長が欠けたとき又は」に改める。

第六条第一項中「当該市町村の区域（第二項第二項の規定により置かれた委員会にあつてはその委員会の区域。以下同じ。）内の土地、物件又は権利に關し」を「その区域内の」に、同項第一号中「農地等」を「農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前各号の外、法令によりその権限に属させた事項

第七条中「委員」を「選挙による委員」に、「十五人とする」を「十人から十五人までの間で条例で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

二 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行ふことができない。

第八条第一項中「市町村」を「農業委員会」に、「委員」を「選挙による委員」に、同条第四項及び第五項中「委員の候補者」を「選挙による委員の候補者」に改め、同条第五項中「裁判官」の下に「検察官」を加える。

第九条中「委員」を「選挙による委員」に改める。

第十条第一項中「市町村農業委員会委員選挙人名簿」を「農業委員会委員選挙人名簿」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（選挙の単位）

第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

第十一条（表を除く。）中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「第六章（第四十条の規定を除く。）」を「第六章」に、「第三百三十二条から第三百三十七条まで、第三百三十八条（選挙事務所の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問）」を「第三百三十二条（選挙事務所の制限）、第三百三十四条から第三百三十七条まで（選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、（第三百三十八条（戸別訪問）に改め、（第三百三十八条（選挙期日後のあいさつ行為の制限）を削り（第二百三十六条第二項）を（第二百三十六条第二項、第二百四十条第三号）に（第二百四十四条、第二百四十六条）を

「第二百四十四条第一号から第五号の三まで、第七号及び第八号、第二百四十五条」に「及び第二百五十三條第一項」を「並びに第二百五十三條第一項」に「(罰則)」を「(罰則)」第二百七十条の二(選挙に関する届出等の時間)に「委員の選挙」を「選挙による委員の選挙」に改め、「この場合において」の下に「これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え」を加え、同条の表中「第十一条第三号」法律

農業委員会法(昭和二十六年法律

第八十八号)を 第十一条第二項

この法律 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に

第二百五十二条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に

する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に

に、同表下欄中「農業委員会法第十條第一項」を「農業委員会等に関する法律第十條第一項」に「農業委員会法第十四條」を「農業委員会等に関する法律第十四條」に「農業委員会法第八條第四項」を「農業委員会等に関する法律第八條第四項」に「農業委員会法第十一條」を「農業委員会等に関する法律第十一條」に改め、「(第二百四十五条の罪を除く。)」を削り、「第十六章(農業委員会法その他の法律において準用する法令を含む。))に掲げる罪」を「農業

委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十四條(選挙事務所の制限違反)及び第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反))の罪を除く。」「委員の選挙」を「選挙による委員の選挙」に改める。

第十二条 次のように改める。
(選任による委員)

第十二条 市町村長は、選挙による委員の外、五人を限り、省令で定める農業協同組合又は農業共済組合の推薦した当該農業協同組合又は農業共済組合の理事及び当該市町村の議会の推薦した農業委員会の所掌に属する事項について学識経験を有する者を委員として選任しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が選任する委員の総数は、当該農業委員会の選挙による委員の定数の三分の一をこえることができない。

第十三条中「農業委員会法第十一條」を「農業委員会等に関する法律第十一條」に「公職選挙法第十一條

第一項」を「公職選挙法第十一條」に「農業委員会法第三十九條」を「農業委員会等に関する法律第二十四條」に改める。

第十四条第四項但書中「委員」を「選挙による委員」に改め、同条第六項中「農業委員会法第十四條」を「農業委員会等に関する法律第十四條」に改める。

第十五条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第十二条第一項の規定により選任された委員のうち同体の推薦に

係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第十七条第一項中「会長」を「これを推薦した団体又は議会」に改め、同条第二項を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十條(見出しを含む。中「書記」を「職員」に改める。

第三章を削る。

第三十六條の前の「第四章 會議」を削り、第三十六條第一項中「又は都道府県農業委員会(以下「委員会」という。))」を削り、同項中「委員」を「選挙による委員」に改め、同条を第二十一條とし、第三十七條第一項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十二條とし、第三十八條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十三條とし、第三十九條中「委員会」を「農業委員会」に改め、第三十七條を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十四條とし、第四十條(見出しを含む。中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十五條とし、第四十一條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十六條とし、第四十二條を第二十七條とし、第四十三條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十八條とする。

第四十四條の前の「第五章 雜則」を削り、第四十四條を削り、第四十五條第一項中「委員会」を「農業委員会」に「書記」を「職員」

に改め、同条第二項中「書記」を「職員」に改め、同条第四項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十九條とし、第四十六條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十條とし、第四十七條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十一條とし、第四十八條第一項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条第二項中「都道府県農業委員会の職を経て」を削り、同条第三項及び第五項を削り、第四項中「前二項」とし、同条を第三十二條とし、第四十九條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十三條とし、第五十條第一項中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改め、同条を第三十四條とし、第五十一條中「地方自治法第五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては」の下に「政令の定めるところにより、」を加え、同条を第三十五條とする。

改正後の第三十五條の次に次の三章を加える。

第三章 都道府県農業會議
(法人格)
第三十六條 都道府県農業會議は、法人とする。

(地区)
第三十七條 都道府県農業會議の地区は、都道府県の区域とする。

(住所)
第三十八條 都道府県農業會議の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)
第三十九條 都道府県農業會議でな

に改め、同条第二項中「書記」を「職員」に改め、同条第四項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十九條とし、第四十六條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十條とし、第四十七條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十一條とし、第四十八條第一項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条第二項中「都道府県農業委員会の職を経て」を削り、同条第三項及び第五項を削り、第四項中「前二項」とし、同条を第三十二條とし、第四十九條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十三條とし、第五十條第一項中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改め、同条を第三十四條とし、第五十一條中「地方自治法第五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては」の下に「政令の定めるところにより、」を加え、同条を第三十五條とする。

改正後の第三十五條の次に次の三章を加える。

第三章 都道府県農業會議
(法人格)
第三十六條 都道府県農業會議は、法人とする。

(地区)
第三十七條 都道府県農業會議の地区は、都道府県の区域とする。

(住所)
第三十八條 都道府県農業會議の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)
第三十九條 都道府県農業會議でな

いは、都道府県農業會議という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)
第四十條 都道府県農業會議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う。

2 都道府県農業會議は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。

二 農業及び農民に関する啓蒙、及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

四 農業委員会の委員等の講習及び研修を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務(會議員)

第四十一條 都道府県農業會議は、會議員をもつて構成する。

2 左に掲げる者は、會議員とする。

一 都道府県知事が当該都道府県の区域を十から十五まで(地理的状況その他特別事情により、その数を十五をこえる数とする)につき農林大臣の認可を受けたときは、その認可を受けた数に分けて定める区域ごとに招集した第五十五條第一項の代表者會議において互選された者各一人

二 都道府県農業協同組合中央会が本人の同意を得て推薦したその会長、副会長又は理事のうち一人

- 三 都道府県農業共済組合連合会が本人の同意を得て推薦したその理事一人
- 四 省令で定める農業協同組合及び農業協同組合連合会がその協議により本人の同意を得て、その理事のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で推薦した者若干人
- 五 農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて省令で定めるものがその協議により本人の同意を得て、その理事（法人でない団体にあつてはその代表者。以下第四十三条第五号において同様とする。）のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で推薦したものの若干人
- 六 農業に關し學識経験を有する者のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で会長が本人の同意を得て指名した者若干人
- 七 都道府県知事は、前項第一号の区域若しくは同項第四号から第六号までの会議員の定数を定め又はこれを變更するときは、同項第一号の会議員の定数と同項第二号から第六号までの会議員の定数の合計とがそれぞれ会議員の定数の二分の一をこえないようにしなければならない。
- 八 都道府県知事は、第二項第一号の区域を定め、又はこれを變更したときは、これを告示しなければならない。
- 九 左に掲げる者は、第二項の規定にかかわらず、会議員とならない。

- 一 禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
- 三 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
- （議決権及び選舉權）
- 第四十二條 會議員は、各々一個の議決権並びに会長及び副会長の選舉權を有する。
- （會議員たる地位を失う場合）
- 第四十三條 會議員は、左に掲げる場合には、會議員たる地位を失う。
- 一 死亡したとき。
- 二 第四十一條第五項に掲げる者に該當するに至つたとき。
- 三 第五十五條第一項第一号に掲げる者が第四十一條第二項第一号の規定により會議員となつた場合において、その者が農業委員たる身分を失つたとき又はその者につきその者が會議員となつた日の属する当該農業委員會の選舉による委員の任期が満了したとき。
- 四 第五十五條第一項第二号に掲げる者が第四十一條第二項第一号の規定により會議員となつた場合において、その者が当該団体の理事でなくなつたとき又はその者につきその者が會議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。
- 五 第四十一條第二項第二号から第五号までの會議員が当該団体の理事（都道府県農業協同組合中央会にあつては、会長、副会

- 長又は理事。以下この号において同様とする。）でなくなつたとき又はその者につきその者が會議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。
- 六 第四十一條第二項第一号の會議員にあつては、その者を互選した代表者會議に係る区域につき變更があつたとき。
 - 七 會議員を辭することについて他の會議員の過半数の同意を得たとき。
 - （贊助員）
 - 第四十四條 都道府県農業會議は、會則の定めるところにより、贊助員を置くことができる。
 - （會則）
 - 第四十五條 都道府県農業會議の會則には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 地区
 - 四 事務所の所在地
 - 五 業務
 - 六 會議員に關する規定
 - 七 贊助員に關する規定
 - 八 会長及び副会長の定数、職務の分担及び選舉に關する規定
 - 九 會議に關する規定
 - 十 會計に關する規定
 - 十一 公告の方法
 - 十二 會則の變更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - （会長及び副会長）
 - 第四十六條 都道府県農業會議に、役員として会長一人及び副会長二

- 人以内を置く。
- 2 会長及び副会長は、都道府県農業會議の會議において會議員が選舉する。但し、設立當時の会長及び副会長は、創立總會において會議員たる資格を有する者が選舉する。
 - 3 会長及び副会長は、會議員でなければならぬ。
 - 4 会長は、都道府県農業會議を代表し、會務を總理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、會則の定めるところにより、その職務を代行する。
 - 6 会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、會議員のうちから互選した者がその職務を代行する。
 - 7 会長及び副会長の任期は、三年以内において會則で定める。但し、設立當時の会長及び副会長の任期は、一年以内において創立總會で定める。
 - 8 会長及び副会長は、相兼ねてはならない。
 - （会長に關する民法の準用）
 - 第四十七條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の不法行為能力）、第五十四條（代表權の制限）及び第五十五條（代表權の委任）の規定は、会長について準用する。
 - （會議の招集）
 - 第四十八條 都道府県農業會議の會議（第五十條第二項の會議を含む。以下次項、次条、第五十一條及び第五十二條において同様とする。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、會議員（第五十條第二項の會議にあつてはその會議員。以下次条及び第五十一條第一項において同様とする。）の三分の一以上の者から書面會議に付議すべき事項を示して會議を招集すべき旨の請求があつたときは、會議を招集しなければならない。
- （會議の成立）
- 第四十九條 都道府県農業會議の會議は、會議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- （會議の議決事項）
- 第五十條 左に掲げる事項は、都道府県農業會議の會議の議決を経なければならない。
- 一 第四十條第一項に規定する事項（次項に規定する事項を除く。）及び同条第二項第一号に掲げる事項
- 二 その他會則で定める事項
- 2 第四十條第一項に規定する事項であつて政令で定めるものは、第四十一條第二項第一号及び第六号の會議員のみが會議の議決を経なければならない。
- （議決の方法）
- 第五十一條 都道府県農業會議の會議の議事は、出席會議員の過半数で決する。可否同数のときは、会長（前条第二項の會議にあつては、その會議の長）の決するところによる。
- 2 會則の變更は、前項の規定にかかわらず、會議員の三分の二以上の者が出席した會議において、出席會議員の三分の二以上の多数による議決によらなければならない。

(小作官等の会議への出席)

第五十二条 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主事その他の関係職員を都道府県農業会議の会議に出席させ、第四十条第一項の事項に関して意見を述べさせることができる。

(業務又は会計状況に関する報告の徴収等)

第五十三条 都道府県知事は、必要があるとき、都道府県農業会議からその業務又は会計の状況に関して、報告を徴し、検査を行いその他監督上必要な命令をすることが出来る。

(法令等の違反に対する措置)

第五十四条 都道府県知事は、前条の規定により報告を徴し又は検査を行った場合において、当該都道府県農業会議の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は会則に違反すると認めるときは、これに對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(代表者会議)

第五十五条 都道府県知事が都道府県農業会議に諮問した事項に関して、これに答申するため必要があると認めて当該都道府県農業会議から請求があつた場合には、都道府県知事は、その定める区域について、左に掲げる者からなる会議(以下「代表者会議」という。)を招集し、当該区域に係る当該事項に関して調査審議し、その意見を都道府県農業会議に答申すべきことを求めることができる。

一 当該区域内の農業委員会が委

員会ごとに委員のうちから指名した者各一人

二 省令で定める農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業共済組合の理事のうちから二人以内で都道府県知事が本人の同意を得て指名した者

2 都道府県知事は、第四十一条第二項第一号の規定により定めた区域に係る同号の会議員が欠けたとき又はその区域を変更したときは、当該区域につき代表者会議を招集しなければならない。

3 代表者会議の議長は、都道府県知事が、その職員又は第一項に掲げる者のうちから指名する。

第四章 全国農業会議所

(法人格)

第五十六条 全国農業会議所は、法人とし、全国を通じて一個とする。

(住所)

第五十七条 全国農業会議所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第五十八条 全国農業会議所でない者は、全国農業会議所という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)

第五十九条 全国農業会議所は、左に掲げる業務を行うことができる。

及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

四 都道府県農業会議の行う第四十条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

五 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務

(会員たる資格)

第六十条 全国農業会議所の会員たる資格を有する者は、左に掲げるものとする。

一 都道府県農業会議

二 全国農業協同組合中央会及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者の外、農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて定款で定めるもの

四 農業に關し學識経験を有する者であつて總會(創立總會を含む。)で指名したのもの

五 前各号に掲げる者の外、農業又はこれと密接な關係を有する事業を営む者であつて定款で定めるもの

(議決権及び選任権)

第六十一条 会員は、各々一個の議決権及び役員を選任権を有する。

但し、前条第五号に掲げる会員は、議決権及び役員を選任権を有しない。

2 会員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の会員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を全国農業会議所に提出しなければならない。

(経費)

第六十二条 全国農業会議所は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて全国農業会議所に対抗することができない。

(加入の自由)

第六十三条 会員たる資格を有する者が全国農業会議所に加入しようとするときは、全国農業会議所は、正当な事由がないのにその加入を拒んではならない。

(自由脱退)

第六十四条 会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第六十五条 会員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散又は死亡

三 除名

2 除名は、定款の定めるところにより、總會の議決によつてすることが出来る。但し、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(定款)

第六十六条 全国農業会議所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 業務

五 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

六 一事業年度における一会員に賦課する経費の額の最高限度その他経費の賦課に関する規定

七 業務の執行及び会計に関する規定

八 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

(役員)

第六十七条 全国農業会議所に、役員として理事十四人以内及び監事二人以内を置く。

2 理事の定数は、第六十条第一号の会員のうちから選任された理事の定数と同条第二号から第四号までの会員のうちから選任された理事の定数の合計とがそれぞれ理事の定数の二分の一をこえないように定款で定める。

3 会長は一人、副会長は二人以内とする。

る。

3 理事は、定款の定めるところにより、全国農業会議所を代表し、会長及び副会長を補佐して業務を掌理し、会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、会長の職務を代行する。

(役員の変更及び任期)

第六十九條 役員は、定款の定めるところにより、第六十條第一号から第四号までの会員が總會開催のときにそれぞれ当該会員のうちから選任する。但し、設立当時の役員は、創立總會開催のときに選任する。

2 会長及び副会長は、理事がそのうちから選任する。

3 役員は、任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員は、一年以内において創立總會で定める。

(役員の変更)

第七十條 理事及び監事は、相兼ねることができない。

(役員に関する民法の適用)

第七十一條 民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)、第五十五條(代表権の委任)及び第五十九條(監事の職務)の規定は、役員について適用する。

(總會の招集)

第七十二條 会長は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 会長は、会員の五分の一以上の

者から書面で總會に付議すべき事項を示して總會を招集すべき旨の請求があつたときは、總會を招集しなければならない。

(總會の成立)

第七十三條 總會は、会員(第六十條第五号に掲げる会員を除く)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(總會の議決事項)

第七十四條 左に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更

三 毎事業年度の収支決算及び事業報告書の承認

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(總會の議事)

第七十五條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、總會において選任する。

3 議長は、会員として總會の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第七十六條 左に掲げる事項は、総会員(第六十條第五号に掲げる会員を除く)の三分の二以上の者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 会員の除名
三 解散

(總會に関する民法の適用)

第七十七條 民法第六十二條(總會の招集)、第六十四條(總會の決議事項)及び第六十六條(表決権のない場合)の規定は、總會について適用する。この場合において、六十二條中「五日間」とあるのは、「十日間」と読み替へるものとする。

(發起人)

第七十八條 全国農業會議所を設立するには、第六十條第一号に掲げる者少くとも十五人を含む会員たる資格を有する者二十人以上が發起人となることを必要とする。

(創立總會)

第七十九條 發起人は、定款案を作成し、これを創立總會の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立總會の議決によらなければならない。

2 定款その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 創立總會の議事は、第六十條第一号の会員たる資格を有する者の過半数及び同条第二号の会員たる資格を有する者でその会日までに發起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4 第六十一條の規定は、前項の議決について適用する。

(設立の認可)

第八十條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款を農林大臣に

提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 發起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

(会長への事務引渡)

第八十一條 前条第一項の認可があつたときは、發起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

(成立)

第八十二條 全国農業會議所は、第八十條第一項の認可によつて成立する。

2 農林大臣は、全国農業會議所が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(解散)

第八十三條 全国農業會議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 總會の議決
二 破産

2 解散の議決は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(清算人)

第八十四條 全国農業會議所が解散したときは、破産による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十五條 清算人は、就職の後遅滞なく、全国農業會議所の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第八十六條 清算人は、全国農業會議所の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書)

第八十七條 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の適用)

第八十八條 民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限、清算中の破産、清算の監督、清算の手続等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散、清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人及び検査人の報酬)、第三十五條ノ二十五條第二項及び第三項(裁判所の監督)、第三十七條(清算人の選任、解任の裁判)並びに第三十八條(清算人不適格者)の規定は、全国農業會議所の解散及び清算について適用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業委員会等に関する法律第八十四條」と読み替へるものとする。

(業務又は会計状況の報告の徴収等)

第八十九條 農林大臣は、必要があると認めるときは、全国農業會議

所からその業務又は会計の状況に
関し、報告を徴し、検査を行いそ
の他監督上必要な命令をすること
ができる。

(法令等の違反に対する措置)

第九十条 農林大臣は、前条の規定
により報告を徴し、又は検査を行
つた場合において、全国農業会議
所の業務又は会計が法令、法令に
基いてする行政の処分又は定款
に違反すると認めるときは、これ
に対し、役員、職員、業務の停止
その他必要な措置をとるべき旨を
命ずることができる。

第五章 罰則

第九十一条 都道府県農業会議の会
議員が第四十条第一項又は第二項
第一号に規定する業務につき議決
権の行使又は会議に付議すべき事
項の発議に関し、賄賂を受つた
又はこれを要求し、若しくは約束
したときは、二年以下の懲役に処
する。

第九十二条 左に掲げる違反があつ
た場合においては、その違反行為
をした都道府県農業会議又は全国
農業会議所の役員又は使用人その
他の従業者を一万円以下の罰金に
処する。

一 第五十三条の規定による報告
をせず、又虚偽の報告をしたと
き。

二 第八十九条の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
とき。

第九十三条 左に掲げる違反があつ
た場合においては、その違反行為
をした都道府県農業会議の役員又
は全国農業会議所の役員若しくは

清算人を一万円以下の過料に処す
る。

一 第四十条又は第五十九条に規
定する業務以外の業務を営んだ
とき。

二 第四十八条第二項又は第七十
二条第三項の規定に違反したと
き。

三 第八十五条又は第八十七条に
掲げる書類に記載すべき事項を
記載せず、又は不実の記載をし
たとき。

四 第八十六条の規定に違反して
全国農業会議所の財産を処分し
たとき。

五 第八十八条において準用する
民法第七十九条の期間内に債権
者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する
民法第七十九条又は同法第八十
一条の規定に違反して公告を怠
り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八条において準用する
民法第八十一条第一項の規定に
違反して破産宣告の請求を怠つ
たとき。

第九十四条 第三十九条又は第五
八条の規定に違反した者は、一万
円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十九年七月
二十日から施行する。

2 次項及び第七項の規定は、前項
の規定にかかわらず、公布の日か
ら施行する。

3 この法律の施行後最初に農業委
員会の選挙による委員となる者の
選挙については、この法律の施行

前であつても、改正後の農業委員
会等に関する法律（以下「新法」
という。）第二章の規定を適用す
る。但し、選挙人名簿は、従前の
市町村農業委員会委員選挙人名簿
による。

4 この法律の施行の際改正前の農
業委員会法以下「旧法」という。）
第二条の規定により市町村に現に
置かれていた市町村農業委員会及
びその職員は、それぞれ新法第三
条の規定による農業委員会及びそ
の職員となり、同一性をもつて存
続するものとする。

5 この法律施行の際旧法第二条及
び第五十一条の規定により地方自
治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第五百五十五条第二項の市の区
に現に置かれていた市町村農業委
員会及びその職員は、それぞれ新
法第三条第二項の規定により当該
市に置かれる農業委員会及びその
職員となり、同一性をもつて存続
するものとする。

6 この法律の施行の際現にその効
力を有する市町村農業委員会委員
選挙人名簿は、新法の相当規定に
より調整された農業委員会委員選
挙人名簿とみなす。

7 市町村農業委員会委員であつ
て旧法第十五条の規定による任期
が昭和二十九年七月十九日まで
満了しないものの任期は、同条の
規定にかかわらず、同日までとす
る。

8 都道府県知事は、昭和二十九年
七月三十一日までに、都道府県農
業会議の職員となるべき者を互
選するための新法第五十五条第一

項の代表者会議を招集しなければ
ならない。

9 都道府県農業会議を設立するに
は、会議員となるべき者五人以上
が設立委員となることを必要とす
る。

10 設立委員は、会則案を作成し、
これを創立総会の日時及び場所と
ともにその会日の二週間前までに
公告して、創立総会を開かなけれ
ばならない。

11 会則その他都道府県農業会議の
設立に必要な事項の決定は、創立
総会の議決によらなければならな
い。

12 創立総会の議事は、都道府県農
業会議の会議員となるべき者の三
分の二以上の者が出席し、その五
分の四以上の多数による議決を必
要とする。この場合の議決には、
新法第四十二条の規定を準用す
る。

13 設立委員は、創立総会終了の後
遅滞なく、会則を都道府県知事に
提出して、都道府県農業会議の設
立の認可を申請しなければならない。

14 設立委員は、都道府県知事の要
求があつたときは、設立に関する
報告書を提出しなければならない。

15 第十三項の認可があつたとき
は、設立委員は、遅滞なくその事
務を会長に引き継ぎなければならない。

16 都道府県農業会議は、第十三項
の認可によつて成立する。

17 都道府県知事は、都道府県農業
会議が成立したときは、遅滞なく

その旨を公告しなければならない
い。

18 都道府県農業委員会は、この法
律の施行後も昭和三十年三月三十
一日まで、なお存続する。但し、
都道府県農業会議が成立したとき
は、当該都道府県の都道府県農業
委員会については、この限りでな
い。

19 都道府県農業委員会に関する旧
法の規定は、前項の規定により存
続する都道府県農業委員会につい
ては、なおその効力を有する。但
し、この法律の施行の際現に都道
府県農業委員会の委員である者の
任期は、前項の規定による都道府
県農業委員会の存続期間中は、満
了しないものとする。

20 第十八項の規定により都道府県
農業委員会が存続する間は、前項
本文の規定にかかわらず、その委
員の選挙は行わない。

21 旧法の規定により行われた市町
村農業委員会又は都道府県農業委
員会の委員の選挙に係る罰則の適
用については、なお従前の例によ
る。

22 都道府県農業会議及び全国農業
会議所でない者でこの法律の施行
の際現に都道府県農業会議若しく
は全国農業会議所という名称又は
これらに類する名称を用いてい
るものについては、この法律の施行
後六箇月を限り、新法第九十四条
の規定を適用しない。

23 農地法（昭和二十七年法律第二
百二十九号）の一部を次のように
改正する。

「市町村農業委員会」を「農業

委員会に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

第九十条第一項中「農業委員会（昭和二十六年法律第八十八号）第二項第一項但書」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三項第一項但書又は第四項」に改め、同条第二項中「農業委員会法第二條第二項」を「農業委員会等に関する法律第三條第二項」に改める。

24 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第二十八條第四項若しくは第五項」の下に「第二十九條第二項」を加え、同条第二項を削り、第五條第二項中「第二條第一項第五号の規定により」が取得した立木を「第二條第一項第二号又は第五号の規定により」が取得した土地、立木に改め、同項第一号中「第四十條の二第六項の規定により」買取した立木を「第十五條若しくは第四十條の二第六項の規定により」買取し、又は同法第二十九條第二項において準用する同法第二十八條第一項若しくは第五項の規定により買取取つた土地、立木に、「第三條第一項」を「第三條」に改め、同項第二号中「措置法」の下に、「第二十九條第一項の政府の所有に属する農業用施設、水の便用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるもの又は同法」を加え、「農業用施設又は」を「農業用施設若しくは」

に、「第三條第一項」を「第三條」に改める。

25 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第三條第一項第二号中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二條第三項」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項但書又は第四項」に改め、第九十七條第二項中「農業委員会法第二條第二項」を「農業委員会等に関する法律第三條第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改め、同条第六項中「前項の規定による請求を受けた場合には、」の下に「都道府県農業会議の意見を聞き、」を加える。

第九十八條第五項から第八項まで中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同条中第八項及び第九項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、都道府県農業会議の意見を聞かなければならない。

項第三号中「都道府県農業委員会又は」を削り、同条第五項中「都道府県農業委員会若しくは」を削り、第九十八條第二項中「第九十八條第八項」を「第九十八條第九項」に改める。

26 都道府県農業委員会を当時者又は参加人とする旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）改正前の農地法施行法又は改正前の土地改良法の規定に基いてした処分に関する訴訟であつてその処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際に係属中のものは、当該都道府県農業会議の成立の日

27 旧自作農創設特別措置法又は改正前の農地法施行法の規定に基いて都道府県農業委員会のした処分の取消又は変更を求める訴は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した後は、当該都道府県農業会議の知事を被告として提起しななければならない。

28 改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した場合には、当該都道府県農業会議の知事がした指示、裁決、認可その他の処分となす。

29 改正前の土地改良法の規定に基

いて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際に手続中のものは、当該都道府県農業会議の知事に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

30 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

31 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

32 都道府県農業会議が成立するまでは、当該都道府県の区域における農地法、土地改良法、造林臨時措置法及び耕土培養法の適用については、これらの法律の規定中「都道府県農業委員会」とあるのは、「都道府県農業会議」と読み替へるものとする。

33 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

34 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように

改正する。

第九十八條の四第一項第四号を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置かなければならない。

第二百二條の二第七項中「地方労働委員会及び農業委員会」を「及び地方労働委員会」に改める。

別表中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

別表第一第二十二号を次のように改める。

別表第三第一号の六十九中「並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び」を削り、「告示し、並びに」を「告示し、及び」に改める。

別表第三第六号を削る。

35 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

金、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

37 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

38 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ六 都道府県農業会議又ハ全国農業会議所ノ発スル証書、帳簿

39 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「社会福祉事業振興会、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

第百十一條の四第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 都道府県農業会議が直接その本来の業務の用に供する不動産

第二百九十六條中「社会福祉事業振興会、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

第三百四十八條第二項第十三号中「私立学校振興会、」の下に「都道府県農業会議及び全国農業会議所」を加える。

第四百六條第一項第二号及び第四百二十五條第一項第三号中「市町村

農業委員会又は都道府県農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第八十一條第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條を削り、第二條から第七條までを二條ずつ繰り下げ、第一條の次に次のように加える。

第二條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第三條 この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。

みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う薪炭生産の業務（これに附随する業務を含む。）は、この法律の適用については、農業とみなす。

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節 通則

「第二章 事業」を削り、第十條の前に次のように加える。

第十條第一項第二号中「貯金」の下に「又は定期積金」を加え、同項

第八号から第十号までをそれぞれ次のように改める。

八 共済に関する施設

九 医療に関する施設

十 組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図り、又は農村の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設

第十條第二項中「同項第一号及び第二号の事業を併せ」を「同項第二号又は第八号の事業を」に改める。

第十條第四項を次のように改める。

第一項第二号又は第八号の事業の利用に関する前項但書の規定の適用については、同項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としな

い法人、同項第八号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者は、これを組合員とみなす。

第十條第五項中「第一項第一号及び第二号の事業を併せ」を「第一項第二号の事業を」に、「これら」を「同項第一号の事業及び同項第一号又は第二号」に改め、同条第六項中「手形の割引をし、」の下に「同、地方公共団体」を加える。

第十條第七項を次のように改める。

第一項第八号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業の外他の事業を行うことができる。

第十條第八項を削る。

第十條の次に次の一条を加える。

共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の共済規程には、事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

共済規程の変更又は廢止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條第一項中「前条」を「第十條」に改める。

「第三章 組合員」を削り、第十二條の前に次のように加える。

第三節 組合員

第十二條第一項第二号中「前号に掲げる者の外農業協同組合の地区内に住所を有する者」を「当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

四 当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民の組織する団体

第十三條の二に次の一項を加える。

組合員は、前項の規定による出資（以下回転出資金という。）の払込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

第十六條第一項中「及び役員」を「並びに役員及び総代」に、同項但書中「第十二條第一項第二号及び第二項第二号」を「第十二條第一項第二号乃至第四号又は第二項第二号」に改める。

第二十二條第二項但書を次のように改める。

この場合において、組合は、その總會の会日から十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、且つ、總會において併開する機会を与えなければならない。

第二十二條に次の一項を加える。

前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

「第四章 管理」を削り、第二十八條の前に次のように加える。

第四節 管理

第二十八條第一項第十号中「選舉」を「選舉又は選任」に改め、同条第三項中「第十三條の二の規定による出資（以下回転出資金という。）の払込をさせようとするときはこれに關する規定を」を削る。

第三十條中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が總會（設立當時の役員は創立總會）においてこれを選任することができる。

第三十一條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第三十一條の次に次の一条を加える。

第三十一條の二 理事は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。理事がその職務を行つたとき意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十条第二項中「若しくは規約」を「規約若しくは共済規程」に改める。
第四十一条を次のように改める。
第四十一条 理事及び監事には、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を、理事には、民法第四十四条第一項、第五十二条第一項、第五十三条乃至第五十五条及び第六十一条第一項の規定を、監事には、第三十一条の二、民法第五十九条及び商法第二百七十八條の規定を適用する。
第四十一条の二中「行政庁は、」の下に「仮理事を選任し、又は」を加え、「選挙」を「選挙し、又は選任」に改める。

第四十四条第三項中「前項の認可については、」の下に「第五十九条第二項」を加える。
第四十六條第四号及び第五号を削る。
第四十六條の二第二項を削る。
第四十七條を次のように改める。
第四十七條 總會には、民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を適用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二条」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。
第四十八條第一項中「千人」を「五百人」に、同条第三項中「二百人」を「百人」に改め、同条第五項但書中「總代会においては、」の下に「役員選挙又は選任及び總代の選挙並びに」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。
總代の任期は、三年以内において定款で定める。
「第五章 設立」を削り、第五十条の前に次のように加える。
第五節 設立
第五十八條第七項を次のように改める。

第四十四條第一項第二号中「規約」を「規約及び共済規程」に改め、同項に次の二号を加える。
八 農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の設立の發起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

九 組合又は農業協同組合中央会への加入及び組合又は農業協同組合中央会からの脱退

第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、左の場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならぬ。
一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反するとき。
二 その事業が健全に行われず、且つ、公益に反すると認められるとき。
三 農業協同組合連合会にあつては、当該連合会が農業協同組合中央会の事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の發展に支障があると認められるとき。
第六十一条第二項の次に次の一項を加える。

行政庁が第五十九条第二項の規定により報告書の提出の請求を發したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間を、第一項の期間に算入しない。
「第六章 解散及び清算」を削り、第六十四條の前に次のように加える。
第六節 解散及び清算
第六十四條第三項中「前項の場合には、」の下に「第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては第五十九条第二項を」加え、同条第二項及び第三項を削る。
第六十九條に次の一項を加える。
第十條第一項第八号の事業を行う組合が、第六十四條第五項の規定により解散したときは、前項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。
第七十三條中「第百三十六條第一項」を削る。

第七十三條の次に次の一章を加える。
第三章 農業協同組合中央会
第七十三條の二 農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な發達を図ることを目的とする。
第七十三條の三 中央会は、都道府県農業協同組合中央会（以下都道府県中央会という。）及び全国農業協同組合中央会（以下全国中央会という。）とする。
第七十三條の四 中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。
第七十三條の五 中央会は、法人とする。
第七十三條の六 中央会の住所は、

これに付帯する事業のみを行う組合にあつては、第一項及び前項の事由に因る外、第九十五条第三項の規定による承認の取消に因つて解散する。
第六十五條第五項中「前項の場合には、」の下に「第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては第五十九条第二項を」加え、同条第二項及び第三項を削る。
第六十九條に次の一項を加える。
第十條第一項第八号の事業及び

その主たる事務所の所在地にあるものとする。
第七十三條の七 都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。
同一の区域を地区とする中央会は、一個とする。
第七十三條の八 国は、毎年度予算の範圍内において、中央会の事業に要する経費の一部を補助することができる。
第七十三條の九 中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導
二 組合の監査
三 組合に関する教育及び情報の提供
四 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停
五 組合に関する調査及び研究
六 前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業
中央会は、組合に関する事項について、行政庁に建議することができる。
第七十三條の十 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。
全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要であると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは

変更その他業務若しくは会計に
関する重要事項について都道府県
中央会に指示し、若しくは都道府
県中央会を以て全国中央会に協議
をさせ、又は都道府県中央会に事
務の報告若しくは書類及び帳簿の
提出を求めることができる。

第七十三条の十一 中央会は、第七
十三条の九第一項第二号の事業を
行おうとするときは、監査規程を
定め、主務大臣の承認を受けなけ
ればならない。

前項の監査規程には、監査の要
領及びその実施の方法並びに第七
十三条の二十一の農業協同組合監
査士の職務に関する事項を記載し
なければならぬ。

監査規程を変更し、又は廃止す
るには、主務大臣の承認を受けな
ければならない。

第七十三条の十二 中央会の会員
は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資
格を有する者は、都道府県中央会
の地区の全部又は一部を地区とし
る組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資
格を有する者は、組合の行う事業
と同種の事業を行う法人で都道府
県中央会の地区内に住所を有する
ものとする。

全国中央会の正会員たる資格を
有する者は、左に掲げる者とする。

一 都道府県中央会
二 都道府県中央会の正会員たる
組合
三 都道府県の区域を地区とする
組合

全国中央会の准会員たる資格を
有する者は、組合の行う事業と同
種の事業を行う法人とする。

第七十三条の十三 会員たる資格を
有する者が都道府県中央会に加入
しようとするときは、都道府県中
央会は、正当な理由がないのに、
その加入を拒み、又はその加入に
つき現在の会員が加入の際に附さ
れたよりも困難な条件を附しては
ならない。

都道府県中央会の会員の脱退に
ついては、第二十一条及び第二十
二条の規定を準用する。

前条第四項第一号又は第二号に
該当する者は、全国中央会が成立
したときは、すべてその正会員と
なる。全国中央会が成立した後
において同項第一号又は第二号に
該当するに至つた者について
も、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者
及び准会員たる資格を有する者が
全国中央会に加入しようとする場
合には、第一項の規定を準用す
る。

全国中央会の前条第四項第一号
又は第二号の規定による正会員の
脱退については、第二十二條第一
項第一号及び第二号の規定を、そ
の他の正会員及び准会員の脱退に
ついては、第二十一条及び第二十
二条の規定を準用する。

第七十三条の十四 中央会の正会員
は、代議員の選挙権を有する。但
し、全国中央会の代議員の選挙に
ついては、都道府県中央会及び第
七十三条の二十二第三項第三号に
規定する農業協同組合連合会は、

この限りでない。

第七十三条の十五 中央会は、定款
の定めるところにより、会員に経
費を賦課することができる。

会員は、前項の経費の支払につ
いて、相殺をもつて中央会に対抗
することができない。

中央会は、定款の定めるところ
により、会員に対して過意金を課
することができる。

第七十三条の十六 中央会の会員に
対してする通知又は催告につい
ては、第三十七條第一項及び第二項
の規定を準用する。

第七十三条の十七 中央会の定款に
は、左の事項を記載しなければな
らない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 会員たる資格並びに会員の加
入及び脱退に関する規定
五 経費の分担に関する規定
六 業務の執行及び会計に関する
規定

七 役員の数、職務の分担及び
選任に関する規定
八 代議員の定数及び選挙に関す
る規定
九 事業年度
十 公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可
を受けなければ、その効力を生じ
ない。

第七十三条の十八 中央会に、役員
として会長一人、副会長一人（全
国中央会にあつては、三人以内）、
理事五人以上及び監事二人以上を
置く。

役員は、定款の定めるところに
より、総会において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定
にかかわらず、創立総会において
選任する。

役員は、任期は、三年以内におい
て定款で定める。

設立当時の役員は、前項
の規定にかかわらず、創立総会に
おいて定める。但し、その期間
は、一年を超えてはならない。

第七十三条の十九 会長は、中央会
を代表し、その業務を総理する。

副会長は、会長の定めるところ
により、中央会を代表し、会長を
補佐して中央会の業務を掌理し、
会長に事故があるときは会長の
職務を代理し、会長が欠員のとき
にはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところに
より、中央会を代表し、会長及び
副会長を補佐して中央会の業務を
掌理し、会長及び副会長に事故が
あるときはその職務を代理し、
会長及び副会長が欠員のときには
その職務を行う。

第七十三条の二十 中央会の会長、
副会長、理事及び監事には、第三
十一條の二及び第三十二條並びに
商法第二百五十四條第三項、第二
百五十六條第三項及び第二百五十
八條第一項の規定を、会長には、
第三十四條、第三十五條、第三十
八條及び第三十九條並びに民法第
六十一條第一項の規定を、会長、
副会長及び理事には、民法第四十
四條第一項、第五十四條及び第五
十五條の規定を、監事には、第三
十三條及び第三十六條、民法第五
十九條並びに商法第二百七十八條

の規定を準用する。この場合にお
いて、第三十六條中「理事」と
あるのは、「会長、副会長及び理
事」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十一 第七十三條の
九第一項第二号の事業を行う中央
会には、組合の監査に当らせるた
め、農業協同組合監査士を置かな
ければならない。

農業協同組合監査士は、省令で
定める資格を有する者のうちから
選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び
解任は、会長が副会長及び過半数
の理事の同意を得てこれを決す
る。

第七十三条の二十二 総会は、代議
員をもつて組織する。

代議員は、各々一個の議決権を
有する。

代議員は、都道府県中央会にあ
つては正会員が選挙した者をもつ
て、全国中央会にあつては左に掲
げる者をもつて充てらる。

一 都道府県の区域ごとに、その
区域の全部又は一部を地区とし
る組合（その区域をこえる区域
を地区とする農業協同組合でそ
の区域内に住所を有するものを
含む。）であつて第七十三條の
十四の規定により選挙権を有す
る正会員たるものが選挙した者

二 都道府県中央会の会長
三 正会員たる農業協同組合連合
会が都道府県の区域をこえる区
域を地区とするものごと、全
国中央会の定款で定める理事一
人

前項の規定により正会員が選挙

する。代議員（以下選挙による代議員という。）の選挙については、第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。

選挙による代議員は、選挙権を有する正会員たる組合の理事でなければならぬ。

都道府県中央会の代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように、定款で定める。

全国中央会の選挙による代議員の定数は、都道府県の区域ごと

に、その区域につき選挙権を有する正会員の数のおおむね比例するように、定款で定める。

選挙による代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

第七十三条の二十三 中央会の成立の日から一年以内において創立總會で定める期間内は、代議員は、前条第三項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立總會において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立總會において選任した者並びに同項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てる。

前項の規定により創立總會において選任する代議員（以下選任による代議員という。）は、發起人たる組合の理事又は正会員たる資格を有する組合で發起人に対し設立の同意を申し出たもの（全国中央会にあつては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の理事でなければならぬ。

選任による代議員の定数は、創立總會において定める。

第七十三条の二十四 左の事項は、總會の議決を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の内任
- 五 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 六 経費の課課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、代議員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

中央会の總會には、第十六条第二項乃至第五項、第三十七條第三項、第四十五條、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第七十三條の二十四第三項ニ於テ準用スル同法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第七十三條の二十五 都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ發起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを

創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を招集しなければならない。

前項の發起人の数は、五以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合二会以上を含まなければならない。

發起人は、創立總會を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。創立總會には、第五十八條第五項乃至第七項の規定を準用する。第七十三條の二十六 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

發起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に関する報告書を提出しなければならない。第七十三條の二十七 前条第一項の認可があつたときは、發起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。第七十三條の二十八 中央会は、主

たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第七十三條の二十九 中央会は、左の事由によつて解散する。

- 一 總會の議決
- 二 破産

解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

中央会の解散及び清算には、第六十九條乃至第七十二條、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項第三項、第三十七條及び第三十八條の規定を準用する。この場合において、第六十九條中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三條の二十九第三項ニ於テ準用スル同法第六十九條」と読み替へるものとする。

「第七章 登記」を「第四章 登記」に改める。

第七十四條第一項及び第二項中「設立の登記」を「組合の設立の登記」に、同条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第三項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

中央会の設立の登記は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地におい

てこれをしなければならない。

中央会の設立の登記には左の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 役員の名及び住所
- 五 副会長又は理事に代表権を与えたときは、その者の氏名
- 六 公告の方法

第七十五條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「前条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第七十六條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四條第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第七十七條第一項中「第七十四條第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第七十八條及び第八十一條中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第八十二條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第二項中「及び農業協同組合連合会登記簿」を「農業協同組合連合会登記簿及び農業協同組合中央会登記簿」に改める。

第八十三條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「第六十五條第六項」を「第六十五條第四項」に改める。

第八十四條中「第七十四條第三項」を「第七十四條第五項」に改め、「理事」の下に「中央会にあつては、会長」を加える。

第八十五條第一項中「組合」の下

に「又は中央会」を「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を、「理事」の下に「中央会にあつては、会長」を加え、同条第三項中「第六十五条第六項」を「第六十五条第四項」に改める。

第八十六條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「裁判所」を「行政庁」に改める。

第八十八條第一項中「理事」の下に「中央会にあつては、会長、副会長及び理事」を加える。

第八十九條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、同条第二項中「第七十二條」の下に「第七十三條の二十九條第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第九十條但書中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第九十二條中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第八章 監督を「第五章 監督」に改める。

第九十三條中「組合」の下に「若しくは中央会」を、「組合員」の下に「中央会にあつては、会員。以下本章において同じ。」を加え、「若しくは規約」を「規約若しくは共済規程」に改める。

第九十四條第一項中「総組合員」を「その総数」に改め、同条第一項及び第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「若しくは規約」を「規約若しくは共済規程」に改め、同条第三項中「第二号」の下に「又は第八号」を加え、「組合又は」を「組合、」に、「組合の業務」を「組合又は中央会の業務」に改め、同条第二

項の次に次の一項を加える。

行政庁は、第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があるとき、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第九十四條の次に次の一條を加える。

第九十四條の二 行政庁は、第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に關し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることが出来る。

行政庁は、中央会の事業の健全な運営を確保するため、当該中央会の業務又は会計に關し、監督上必要な指示をすることが出来る。

第九十五條中「前条」を「第九十四條」に、「当該組合の業務」を「当該組合又は中央会の業務」に、「若しくは規約」を「規約若しくは共済規程」に、「当該組合に對し」を「当該組合又は中央会に對し」、期間を定めて」に改め、同条に次の二項を加える。

組合又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

ことができる。

行政庁は、組合が共済規定に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十條の二第一項の承認を取り消すことができる。

第九十五條の二を次のように改める。

第九十五條の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一 組合が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第九十六條中「総組合員」を「その総数」に改め、「總會」の下に「創立總會を含む。」を加える。

第九十八條第一項中「第六十八條の場合を除くは、」を「第六十八條及び第七十三條の九第二項の場合を除くは、中央会及び」に改め、同条第二項中「主務大臣の権限の一部は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

第九章 罰則を「第六章 罰則」に改める。

第一百條第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第一百一條を次のように改める。

第一百一條 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一 法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十條の二第一項の規定に違反したとき。

三 第九十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十條又は第七十三條の十三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十二條第二項後段（第七十三條の十三第二項及び第五項において準用する場合を含む。）第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

六 第三十二條（第七十三條の二十）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十四條、第三十五條又は第三十六條（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項（これらの規定を第七十三條の二十において準用

する場合を含む。）の規定による罰金を徴せらるるとき。

九 第四十九條又は第五十條第二項（これらの規定を第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

十 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十一 第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十二 第六十四條第四項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

十三 第七十條又は第七十二條（これらの規定を第七十三條の二十九條第三項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四 第七十一條（第七十三條の二十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合又は中央会の財産を分配したとき。

十五 第七十三條又は第七十三條の二十九條第三項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十六 第七十三條又は第七十三條の二十九條第三項において準用する民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第七十三條又は第七十三條の二十九條第三項において準用す

る民法第八十一条第一項の規定に違反して財産宣告の請求を怠つたとき。

十八 第九十四条の二第一項の規定による命令に従わなかつたとき。

十九 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第二百一条の二の次に次の一条を加える。

第二百一条の三 中央会の役員又は職員が第七十三条の九第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを一万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、また同様とする。

第二百二条中「第二項第二項」を「第四項第二項又は第七十三條の四」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條第七項及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日から六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十條第一項第九号に規定する農村の生活及び文化の改善に関する事業、同項第十号に規定する事業及び同條第四項に規定する事業を行う農業協同組合連合会は、当分の間、なおその事業を行うことができる。

3 農業協同組合法第十條第七項及

び第十條の二の規定の施行の際現に改正前の同法第十條第一項第八号の規定による事業を行つてゐる組合は、改正後の同法第十條第七項及び第十條の二の規定にかかわらず、これらの規定の施行の日から一年を限り、その施行の際現に存する共済契約に係る事業を行うことができる。

4 農業協同組合法第四十四條第一項第八号及び第九号の規定のうち、中央会に係る部分は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農業協同組合連合会、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「若ハ貯金通帳」を「貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

9 地方税法（昭和二十五年法律第

二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第八十一條第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第二百一条の七中第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 農業協同組合中央会が農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第二項に規定する農業協同組合連合会からその所有する不動産を取得する場合における当該

不動産の取得

第二百九十六條第一号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第三百四十八條第四項中「及び連合会」を「連合会及び農業協同組合中央会」に改める。